

## 対象となる工事等

- 住宅の新築工事
- 建売住宅の購入
- マンションの購入
- 中古住宅の購入
- 増築工事
- 改築工事
- リフォーム工事
  - ・ 内装リフォーム
  - ・ 収納スペースの設置
  - ・ 手すりの設置(屋内)
  - ・ 和室⇄洋室の変更
  - ・ 畳の入れ替え
  - ・ 断熱改修(屋内のみ)
  - ・ 水回りリフォーム(給排水設備)等
- 〔対象となるが市で別の補助制度がある工事等〕
- バリアフリー化工事  
(社会福祉課・高齢介護課)
- 空き家の購入  
(市民生活課)
- 木造住宅耐震化工事  
(都市整備課)

## 対象とならない工事等

- 外構工事
  - ・ カーポート・ガレージの設置
  - ・ 駐車スペースの造成
  - ・ 門扉・門柱の設置
  - ・ 塀・フェンスの設置
  - ・ 玄関ポーチの設置
  - ・ ウッドデッキの設置
  - ・ ベランダ・バルコニーの設置
  - ・ 納屋・蔵の修繕
  - ・ 太陽光パネルの設置等
- 外装工事(新築増築部分対象)
  - ・ 屋根の葺き替え
  - ・ 屋根塗装
  - ・ 外壁の張り替え
  - ・ 外壁塗装
  - ・ 玄関扉の取替え等
- 附属設備の設置・交換  
(併せて対象となる工事等を行っている場合は対象)
  - ・ エコキュート(給湯器)
  - ・ 冷暖房設備
  - ・ ホームセキュリティ等
- 設計費・工事事務費  
(設計、各種申請・事務手続等)

## 工事等の内容にかかわらず対象とならない場合

- 賃貸を行う(予定を含む)住宅に係る工事等
- 公共事業(道の拡幅など)の補償費の対象となる工事等
- 保険給付金(火災保険など)の対象となる工事等
- 自ら(代表の法人が元請け人を含む)施工する工事等
- 三世帯家庭に属する者から(代表の法人を含む)購入する住宅
- 市の他の補助金の交付を受けた住宅に係る工事等
- 三世帯家庭の構成員が、過去にこの補助金を交付を受けている場合
- 三世帯家庭の構成員が市税等を滞納している場合
- 工事等の契約者が三世帯家庭の構成員でない場合